指定訪問介護 重要事項説明書 令和 年 月 日

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「堺市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成24年堺市条例第58号)」に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社ピースケア
代表者氏名	代表取締役 酒井 純子
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府堺市西区鳳中町 10 丁-6-1 パレス竹ヶ城 3C TEL 072-268-4606 FAX 072-268-4616
法人設立年月日	平成 14 年 3 月 29 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ピースケア
介護保険指定事業所番号	2770103774
事業所所在地	大阪府堺市西区鳳中町 10 丁-6-1 パレス竹ヶ城 30
連 絡 先	TEL 072-268-4606 FAX 072-268-4616
相談担当者名	管理者 辻 ミサ
事業所の通常の	堺市全域 高石市
事業の実施地域	外川主域 同 位川

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	有限会社ピースケアが設置するピースケア(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し、指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行なうものとする。 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資する様、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努

めるものとする。

- 4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居 宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支 援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービ ス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるもの とする。
- 5. 前4項のほか堺市介護保険事業等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24条例第58号) に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~金曜日(ただし、祝日、12/29~1/4、8/13~17 までを除く)
営	業時	間	月~金 9時~17時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月~日
サービス提供時間	9 時~18 時

(5) 事業所の職員体制

管理者 辻 ミサ	
----------	--

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
サービス提供責任者	 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 居宅介護支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行います。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 お問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 	常 勤 2名非常勤 1名

事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。		営勤	名
事務	心羅松丹弗笠の建式東敦及び遠信連紋東敦笠を行います	常	勤	0名
訪問介護員	 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 	常非常		名 20名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

	供するザービスの内容に ナービス区分と種類	サービスの内容
	介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセ スメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を 定めた訪問介護計画を作成します。
	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮 をもって行 う 調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
身	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
7 体 介 護	自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助	○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。)を行います。 ○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。 ○自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促します。 ○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら掃除、整理整頓を行います。 ○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。) ○車いす等での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
牛	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
适	調理	利用者の食事の用意を行います。
生活援助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
-73	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	等のための乗車又は の介助	通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移 乗の介助を行います。(移送に係る運賃は別途必要になります。)

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険(1割負担)を適用する場合)について

(2) 自体企業								
	(2) 身体介護							
E./\		#+×/-	1.1 III Wol	利用者負担額				
区分	7	基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担		
	昼間	163	1, 744 円	175 円	349 円	524 円		
20 分未満	早朝/夜間	204	2, 182 円	219 円	437 円	655 円		
	深夜	245	2, 621 円	263 円	525 円	787 円		
00 (A) N F	昼間	244	2,610円	261 円	522 円	783 円		
20 分以上 30 分未満	早朝/夜間	305	3, 263 円	327 円	653 円	979 円		
	深夜	366	3, 916 円	392 円	784 円	1, 175 円		
00 () [1]	昼間	387	4, 140 円	414 円	828 円	1, 242 円		
30 分以上 1 時間未満	早朝/夜間	484	5, 178 円	518 円	1, 036 円	1, 554 円		
	深夜	581	6, 216 円	622 円	1, 244 円	1,865円		
1 時間以上	昼間	567	6,066円	607 円	1, 214 円	1,820円		
1 時間 30 分未	早朝/夜間	709	7, 586 円	759 円	1, 518 円	2, 276 円		
満	深夜	851	9, 105 円	911 円	1,821円	2, 732 円		
1 時間 30 分以	昼間	82	877 円	88 円	176 円	264 円		
上 30分増す ごとに	早朝/夜間	103	1, 102 円	111円	221 円	331 円		
	深夜	123	1, 316 円	132 円	264 円	395 円		

生活援助							
			T.I. CTIVAL	利用者負担額			
区分		基本単位	1割負担	2割負担	3割負担		
20 分以上 45 分未満	昼間	179	1, 915 円	192 円	383 円	575 円	
	早朝/夜間	224	2, 396 円	240 円	480 円	719 円	
	深夜	269	2, 878 円	288 円	576 円	864 円	
	昼間	220	2, 354 円	236 円	471 円	707 円	
45 分以上	早朝/夜間	275	2, 942 円	295 円	589 円	883 円	
	深夜	330	3, 531 円	354 円	707 円	1,060円	

通院等乗降介助							
区分		基本単位 利用料	计田水	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担		
	昼間	97	1, 037 円	104 円	208 円	312 円	
	早朝/夜間	121	1, 294 円	130 円	259 円	389 円	
	深夜	146	1, 562 円	157 円	313 円	469 円	

加笛	甘士出丛	和田地	禾	利用者負担額		答 中同粉华
加算	加算		1割負担	2割負担	3割負担	· 算定回数等
特定事業所加算(I)	所定単位数 の 20/100	左記の単位数 ×地域区分				
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数 の 10/100	左記の単位数 ×地域区分	左記の	左記の	左記の	1回につき
特定事業所加算(皿)	所定単位数 の 10/100	左記の単位数 ×地域区分	1割	2 割	3 割	
特定事業所加算(IV)	所定単位数 の 3/100	左記の単位数 ×地域区分				
緊急時訪問介護加算	100	1,070円	107 円	214 円	321 円	1回の要請に対して1回
初回加算	200	2, 140 円	214 円	428 円	642 円	初回利用のみ1月につき
生活機能向上連携加算(I)	100	1,070円	107 円	214 円	321 円	初回のみ1月につき
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200	2, 140 円	214 円	428 円	642 円	1月につき(原則3月を限度)
口腔連携強化加算	50	535 円	54 円	107 円	161 円	1月に1回を限度
認知症専門ケア加算(I)	3	32 円	4円	7円	10 円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	42 円	5円	9円	13 円	1日につき
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数 245/10 00	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	・1月につき 基本サービス費に各種加算・減 算を加えた総単位数

- ※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。
- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護 と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が 指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算は、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所 又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師や理学療法士等と連携し、生活 機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、その計画に基づく訪問介護を行う場合に加 算します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の 取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準 額の対象外となります。
- ※ 地域区分別(5級地10.70円)の単価を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。			
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をしいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。			
② キャンセル料	24 時間前までのご連絡の場合		キャンセル料は不要です	
	12 時間前までにご連絡の場合		キャンセル料は不要です	
	ご連絡のない場合		1提供当たりの料金の 3000円を請求いたします	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。				
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用		利用者の別途負担となります。		
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共 交通機関等の交通費		実費相当	を請求いたします。	

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びそ の他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごと の合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等
- ア サービス訪問記録簿の利用者控えと照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さ い。
 - (ア) 利用者指定口座からの自動振替
 - (イ) 現金支払い
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正 当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促か ら14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお 支払いいただくことがあります。

Ж

6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

되므ᅩᅩᄌ ᆣᅙᆄᇆᆫᆝᆝ - 선ッᄼᅩ 7	相談担当者氏名	辻 ミサ
利用者のご事情により、担当する 訪問介護員等の変更を希望される	連絡先電話番号	072-268-4606
場合は、右のご相談担当者までご	同ファックス番号	072-268-4616
相談ください。	受付日及び受付時間	月~金 9時~17時

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が 行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない 等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者 が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行 います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的

なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等 の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 ハラスメントへの対策強化

- (1) 事業所は従業者が対等な個人として尊重され、性別等の人権侵害の無い、公正で快適な 環境において就労のできる機会と権利を保障する職場つくりを目指し、パワーハラスメ ント及びセクシャルハラスメントの防止及び対応に努めものといたします。
- (2) 利用者又はその家族などが従業者に対して、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、保険上定められている以外のサービスの提供を強要された場合などは、事業所は事実確認を行い、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 下記の行為はハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承下さい。
- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求

物を投げつける・刃物を向ける・服を引きちぎる・手を払いのける 怒鳴る、奇声、大声を発する 対象範囲外のサービスの強要

・セクシャルハラスメント

介護従事者の身体を触る、手を握る腕を引っ張り抱きしめる ヌード写真を見せる 性的な話し卑猥な言動をする など

・その他

介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く ストーカー行為 など

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 辻ミサ

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に 危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

11. 秘密の保持と個人情報の保護につ	υν C
	ア事業者は、利用者の個人情報について「個人情報
	の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する
	法律についてのガイドライン」及び「医療・介護
	関係事業者における個人情報の適切な取扱いの
	ためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努
	めるものとします。
	イ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」
① 利用者及びその家族に関する秘	という。)は、サービス提供をする上で知り得た
密の保持について	利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第
	三者に漏らしません。
	ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供
	契約が終了した後においても継続します。
	エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は
	その家族の秘密を保持させるため、従業者である
	期間及び従業者でなくなった後においても、その
	秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の
	内容とします。
	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限
	り、サービス担当者会議等において、利用者の個
	人情報を用いません。また、利用者の家族の個人
	情報についても、予め文書で同意を得ない限り、
	サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情
	報を用いません。
	イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報
	が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記
② 個人情報の保護について	録を含む。)については、善良な管理者の注意を
	もって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩
	を防止するものとします。
	ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求め
	に応じてその内容を開示することとし、開示の結
	果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合
	は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要
	な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に
	際して複写料などが必要な場合は利用者の負担
	となります。)

12 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。

主	利用者の主治医	
治	所属医療機関名称	
医	所在地	
	電話番号	
家	緊急連絡先の家族等	氏名 本人との続柄()
族等	住所	
守	電話番号	

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	賠償責任保険

13 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を 求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護サービスの実施記録については、ヘルパーが介護ソフトに、実施した内容についてチェックを入れ、必要事項を記入したうえ、介護事業所のパソコンに送信するという方法になります。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを 提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症にかかる業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動ができるよう、訓練を実施します。

18 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 指定訪問介護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
- (1) サービス提供責任者(訪問介護計画を作成する者) 氏 名 辻 ミサ (連絡先: 072-268-4606)
- (2) 提供予定の指定訪問介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

\ <u></u>		1-171 12 -271 1 1			PC C 20/13 /	<u>Ф'яп'</u>
曜日	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						
	1週当たりの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額					

(3) その他の費用

① 交通費の有無	(有・無の別を記載)サービス提供 1 回当たり…(金 額)
② キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。
③ サービス提供に当たり必要となる利用者 の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4-③記載のとおりです。
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の 公共交通機関等の交通費	重要事項説明書4-④記載のとおりです。

(4) 1ヶ月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその 他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	
----------	--

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス 内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。
- 20 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りです。
 - (1) 利用者から苦情の電話があった場合、必要に応じて利用者を訪問して聞き取り調査を行い、詳細にわたって現状把握に努める。
 - (2) その上で管理者と訪問介護員の間で事実確認を行い対応を検討。必要に応じて関係機関への連絡、意見調整を実施。利用者に対し対応の経過や結果報告を迅速に実施する。
 - (3) 当事業所において対応不可能であると判断した場合、ケアマネージャー、医療機関や 行政等関係各機関に協力を要請し、利用者の立場に立って可能な限り適切な処理が できるよう努力する。

(2) 苦情申立の窓口

ピースケア 管理者 辻 ミサ

堺市西区鳳中町 10 丁 6-1 パレス竹ケ城 3C 電話 072-268-4606 FAX072-268-4616

(受付時間)9:00~17:00

堺市西区西保健福祉総合センター

地域福祉課介護保険係

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

電話番号 072-275-1912

堺市堺区堺保健福祉総合センター

地域福祉課介護保険係

電話番号 072-228-7477

受付時間 平日の9:00~17:30

所在地 堺市西区鳳東町 6 丁 600 番地

堺市中区中保健福祉総合センター

地域福祉課介護保険係

受付時間 平日の9:00~17:30

所在地 堺市中区深井沢町 2470 番地 7 電話番号 072-270-8195

受付時間 平日の9:00~17:30

堺市役所健康福祉局長寿社会部介護保険課

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

電話番号 072-228-7513

受付時間 平日の9:00~17:30

高石健康福祉部

介護保険課

所在地 高石市加茂 4-1-1 電話番号 072-265-1001

受付時間 平日の9:00~17:30

大阪府国民健康保険団体連合会

所在地 大阪市中央区常磐町 1-3-8

電話番号 06-6949-5418 FAX 06-6949-5418

受付時間 平日の9:00~17:30

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

上記内容について、「堺市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成24年堺市条例第58号)」に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日 令和 年	月 日
--------------------	-----

	所 在 地	大阪府堺市西区鳳中町 10 丁-6-1 パレス竹ヶ城 30
事	法 人 名	有限会社 ピースケア
業	代表者名	代表取締役 酒井 純子
者	事 業 所 名	ピースケア
	説明者氏名	辻 ミサ

事業者から上記内容の説明を受け同意しました。

利田孝	住	所	
利用有	氏	名	

代理人	住	所	
	氏	名	